

○厚生労働省令第七十五号

雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第一条 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（雇用促進計画を活用した雇用に関する援助）

第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規

定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

2 職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならない。

一 雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

二 雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標

三 雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

四 雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間に
おける個人又は法人の都合による労働者の解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く。）の有無

五 前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項

3 職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要

な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他雇入れの促進に資する書類を交付することができる。

4 雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第二条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年^{厚生省}労働省^令第一号)の一部を次のように改正する。

別表(第一条関係)第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)に係る申請等 附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

新旧対照条文

○雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（雇用促進計画を活用した雇用に関する援助）</p> <p>第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。</p> <p>2 職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならない。</p> <p>一 雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数</p> <p>二 雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標</p> <p>三 雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数</p> <p>四 雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間における個人又は法人の都合による労働者の解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行ったものを除く。）の有無</p>	<p style="text-align: center;">附則</p>

五 前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項

3 職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他雇入れの促進に資する書類を交付することができる。

4 雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。

(様式は別添参照)

○社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年^{厚生省}労働省令第一号）

<p>改正案</p>	<p>別表（第一条関係） 一～二十五（略） 二十五の二 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）に係る申請等 附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み 二十六～五十六（略）</p>
<p>現行</p>	<p>別表（第一条関係） 一～二十五（略） 二十六～五十六（略）</p>

雇用促進計画－1

①計画期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用 事業所番号	②労働者の数 (計画開始時)	④うち雇用保険一 般被保険者数 (計画開始時)	⑥労働者の 目標増加数	⑧うち雇用保険一 般被保険者 目標増加数	⑩労働者の数 (計画終了時)	⑫うち雇用保険一 般被保険者数 (計画終了時)	⑭労働者増加数 (⑩－②)	⑯うち雇用保険一 般被保険者増加数 (⑫－④)	⑰過去2年間の事 業主都合離職の有 無	事業所の廃止又は 新設	事業所の廃止又は 新設を行った日
1(主たる 事業所)												有・無	廃止・新設	月 日
2												有・無	廃止・新設	月 日
3												有・無	廃止・新設	月 日
4												有・無	廃止・新設	月 日
5												有・無	廃止・新設	月 日
6												有・無	廃止・新設	月 日
7												有・無	廃止・新設	月 日
8												有・無	廃止・新設	月 日
9												有・無	廃止・新設	月 日
10												有・無	廃止・新設	月 日
計				③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑮	⑰			

※⑩欄以降は、計画期間終了後に記入

<計画開始時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名(代表者氏名)

印

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

計画開始時受付印

<計画終了時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名(代表者氏名)

印

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

計画終了時確認印

所 在 地
担当者名及び連絡先

※受付公共職業安定所名

(様式第5号) (裏面)

[記入上の注意]

- (1) 計画期間の始期においては、①欄から⑨欄までを記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。
- (2) ②欄及び④欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄及び⑤欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。
- (3) ⑥欄及び⑧欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑦欄及び⑨欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画-2(求人申込み見込み)」に必要事項を記載してください。
- (4) 計画期間の終期においては、⑩欄から⑱欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。
- (5) ⑩欄及び⑫欄には計画期間の末日の数を記載し、⑪欄及び⑬欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。
- (6) ⑭欄には⑩欄の数から②欄の数を控除した数を記載してください。また、⑮欄には⑭欄の数を合計した数を記載してください。
- (7) ⑯欄には⑫欄の数から④欄の数を控除した数を記載してください。また、⑰欄には⑯欄の数を合計した数を記載してください。
- (8) ⑱欄には、計画期間の初日から起算して1年前の日から計画期間の末日までの間における事業主都合離職(雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3事業主の都合による離職」に相当するもの)の有無について記載してください。
- (9) 計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

(様式第5号)

雇用促進計画－2（求人申込み見込み）

	事業所の名称	雇用保険 適用事業所番号	期間中の労働者の 求人数見込み	うち雇用保険一般 被保険者の求人数 見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1							有・無		
2							有・無		
3							有・無		
4							有・無		
5							有・無		
6							有・無		
7							有・無		
8							有・無		
9							有・無		
10							有・無		

(注意)

労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－1」の⑥欄及び⑧欄に対応させて記載してください。単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件等が異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記載してください。